

とちプラザ広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、とちプラザ広告掲出要領（以下「要領」という。）の実施の細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第2条第1項に規定する指定広告掲出位置及び同条第2項に規定する種類等は、次のとおりとする。

種類	掲出位置	規格	枠数	担当課
屋外北側壁面	ガラス面	縦2700mm×横3600mm以内	2枠	生涯学習文化課
屋内トレーニング グループ壁面	ガラス面	縦400mm×横900mm以内	5枠	〃

2 広告掲出の具体的な位置については、別図1（屋外北側壁面）及び別図2（屋内トレーニンググループ壁面）のとおりとする。

(広告募集の時期及び方法)

第2条の2 要領第5条の2による広告を市が直接募集する場合の広告の募集時期は、毎年2月とする。

ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

2 前項の広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市のホームページその他の広報媒体により周知するものとする。

(広告代理店の選定期期)

第3条 要領第6条第1項の規定による広告代理店の選定期期は、毎年1月とする。ただし、平成28年については4月とする。

2 前項の規定に関わらず、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時選定する。

(法令等の遵守)

第4条 要領第6条第1項の規定により選定された広告代理店（以下「広告代理店」という。）は、広告の作成をはじめ、掲出、管理、撤去に至るまで、この細目のほか、帯広市広告掲載要綱及び帯広市広告掲載基準、とちプラザ広告掲出要領、帯広市公有財産規則、その他著作権法等の関係法令等を遵守するものとする。

(行政財産の使用許可)

第5条 広告代理店は、要領第9条による行政財産の使用の許可を受けるに際しては、すみやかに次の各号の書類を市に提出するものとする。

(1) 帯広市公有財産規則に定める様式第14号

(2) 帯広市公有財産規則に定める様式第14号の2

- (3) 市税完納証明又は帯広市広告掲載要綱に定める書式例2
 - (4) 法人の場合は、登記事項証明書のほか、定款又は規約若しくは寄付行為の写し
 - (5) 個人の場合は、住民票の写し
- 2 前項第1号及び第2号の様式中、帯広市長とあるのは帯広市教育委員会教育長と読み替えて使用するものとする。

(広告原稿の審査)

第6条 要領第11条第3項及び第16条第3項に規定する広告原稿の確認は、次の構成員による審査委員会を開催し行うものとする。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 生涯学習部生涯学習文化室長
- (3) 生涯学習部生涯学習文化室生涯学習文化課長
- (4) 生涯学習部生涯学習文化室生涯学習文化課生涯学習係長
- (5) その他生涯学習部長が必要と認める者

2 前項の規定は、要領第5条の3第1項による広告の要領等への適合についての可否の判断が困難な場合に準用する。

(広告掲出料及び使用料)

第6条の2 屋内トレーニングルーム壁面に係る要領第10条第1項の広告掲出料及び使用料の合計額は、1枠につき年額110,160円とする。

(広告掲出料を返還しない場合)

第7条 要領第14条第4項に規定する部長が別に定めるときとは、天災や事変、その他非常事態が生じ、当該広告を掲出する壁面等が損壊した場合とする。

(様式)

第8条 要領第18条に規定する様式は、別記様式第1号から別記様式第3号までとする。

附 則

この細目は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この細目は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

とちプラザ屋外北側壁面への広告掲出協議書

年 月 日

帯広市長 様

住 所

称号又は名称

代 表 者 名

印

とちプラザ屋外北側壁面への広告掲出について、帯広市広告掲載要綱第16条第2項及びとちプラザ広告掲出要領第11条第1項により、次のとおり協議を申し入れますのでご承認願います。

記

1 掲 出 日

2 掲出場所の詳細

3 広 告 主

4 広 告 内 容 別紙のとおり

5 その他添付書類

とちプラザ屋外北側壁面への広告掲出変更協議書

年 月 日

帯広市長 様

住 所

称号又は名称

代 表 者 名

印

とちプラザ屋外北側壁面への広告掲出について、とちプラザ広告掲出要領第16条第2項により、次のとおり協議を申し入れますのでご承認願います。

記

1 掲 出 日

2 掲出場所の詳細

3 広 告 主

4 広 告 内 容 別紙のとおり

5 その他添付書類

とちぎプラザ屋内トレーニングルーム壁面への広告掲載申込書

とちぎプラザ屋内トレーニングルーム壁面への広告掲出について、帯広市広告掲載要綱第7条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、帯広市広告掲載要綱及び同基準、とちぎプラザトレーニングルームガラス面広告取扱事業仕様書、とちぎプラザ広告掲出要領、とちぎプラザ広告掲出実施細目を遵守することを誓約します。

年 月 日

帯広市長 様

住 所

称号又は名称

代 表 者 名

印

1 広告掲出希望媒体（種類）

2 掲載希望枠数

3 連絡先

- (1) 担当部署及び担当者氏名
- (2) 電話番号及びファクシミリ番号
- (3) 電子メールアドレス

4 添付書類

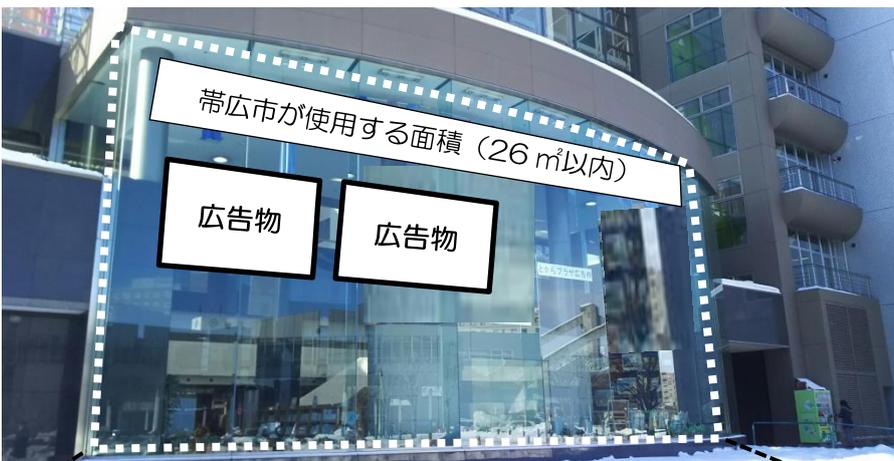
- (1) 広告図面及び説明書等
 - ・ 広告図案（イメージ、ラフ・スケッチ）、文面（原稿案等）、説明書等
- (2) 広告主に係る資料
 - ・ 会社概要等（個人は住民票、法人は登記簿抄本、定款、規約又は寄付行為の写し）
 - ・ 広告主のホームページURL
- (3) 市税完納証明又は帯広市広告掲載要綱に定める書式例2

申込者は、帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

これらの者に該当することが判明した場合には、申込を不受理、又は広告掲出に係る許可が取り消されても異存ありません。また、上記誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

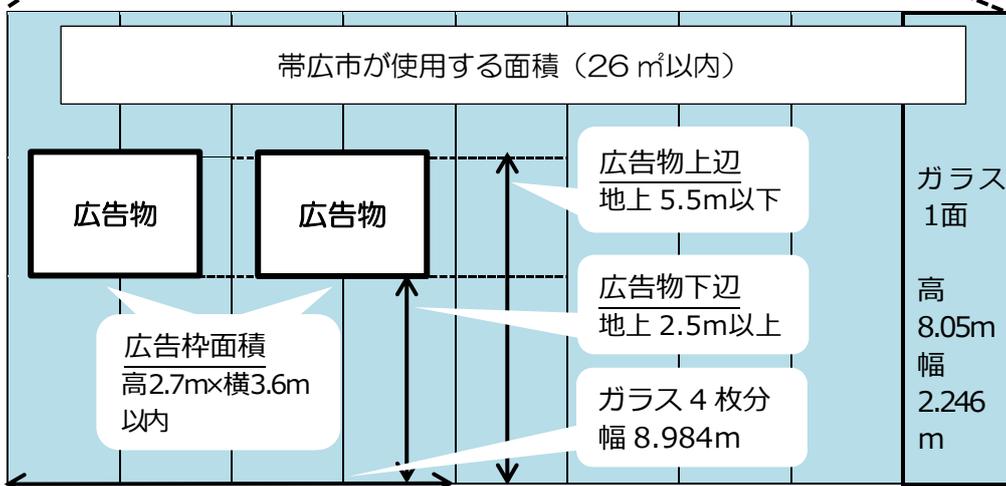


(とかちプラザ北側ガラス面外観)

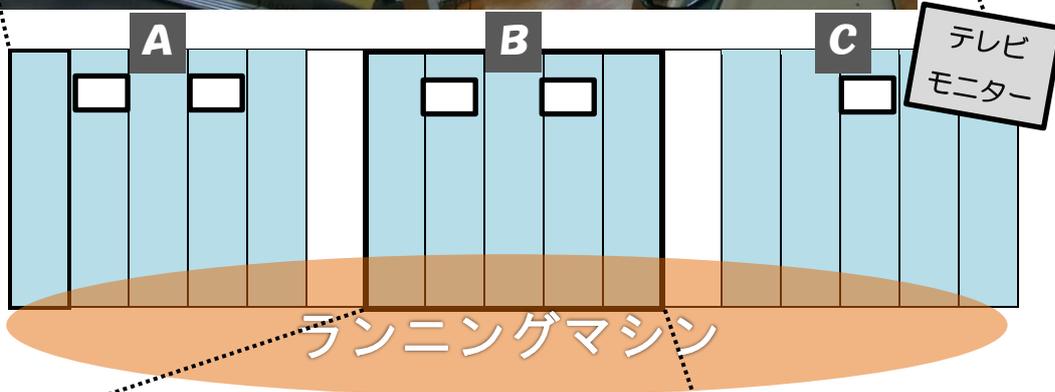
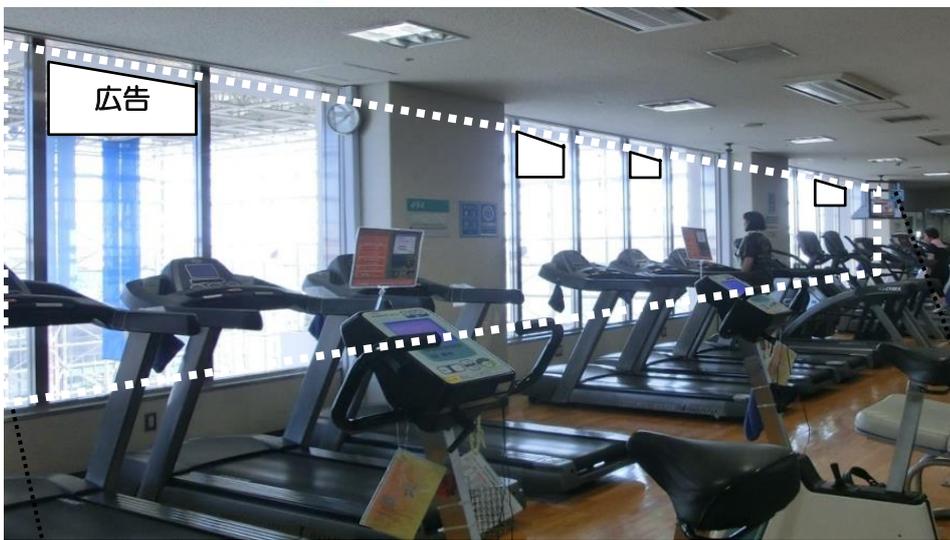
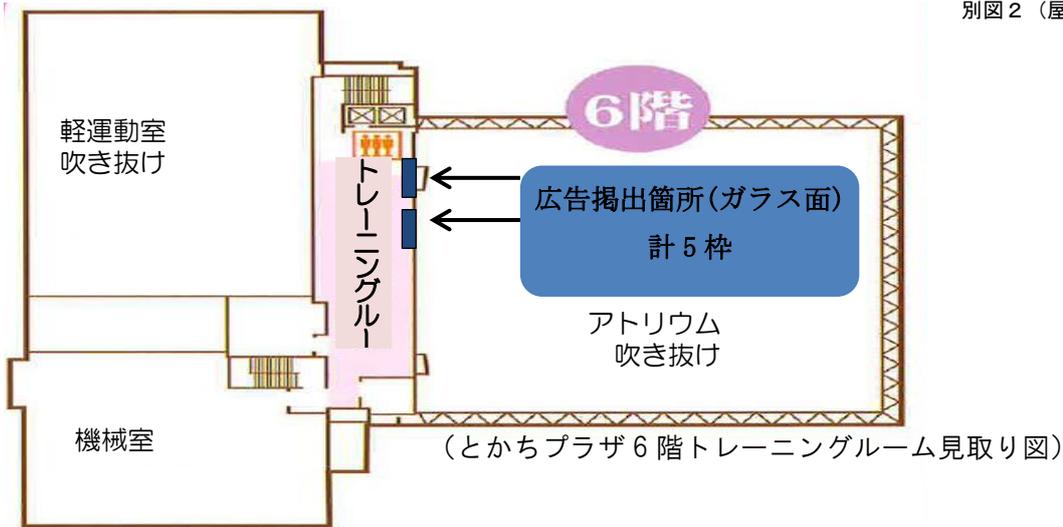


【掲出位置】

- とかちプラザ北側ガラス面 (突出部分)
- ガラス面 (9枚) のうち、東側端から2枚の幅 (8.984m) に収める。
- 大きさ (1枠) : 高 2.7m × 幅 3.6m 以内
- 高さ : 広告物下辺地上 2.5m 以上、広告物上辺地上 5.5m 以下



別図2 (屋内トレーニングルーム壁面)



ガラス面(5枚1組)3面に計5つの広告掲出枠を設ける。



【掲出位置】

- ・ とかちプラザ6階トレーニングルームガラス面
- ・ ガラス面(5枚1組)のうち、**A**と**B**は、中央ガラスの両隣2枚のガラスに掲出する
- ・ ガラス面**C**は、中央ガラス1枚に掲出する
- ・ 大きさ(1枠): 高40cm×幅90cm以内
- ・ 高さ: ガラス面下辺より170cm以上